

住居確保給付金のしおり



令和7年4月1日

住居確保給付金とは

次の2つの支援を行うことを目的とした給付金です。

【家賃補助】

離職、自営業の廃止から2年以内（条件により4年以内）、又は休業等により離職及び廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

【転居費用補助】

同一世帯の方の死亡又は本人若しくは同一世帯の方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方に、転居費用相当分の給付金を支給することにより、家計の改善に向けた支援を行うものです。

目次

【家賃補助】

- 1 受給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 3 申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
- 4 支給決定までの流れ（住宅を失った方）・・・・・・P 5
- 5 支給決定までの流れ（住宅を失うおそれのある方）・・・・・・P 7
- 6 給付金受給中の義務、受給中に常用就職した場合・・・・・・P 8
- 7 支給額の変更、給付金の延長・再延長、給付金の再支給・・・・・・P 9
- 8 給付金の中止、給付金の徴収・・・・・・・・・・・・P 10

【転居費用補助】

- 9 受給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 11
- 10 支給対象経費、支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13
- 11 申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 12 支給決定までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15
- 13 給付金の再支給、給付金の徴収・・・・・・・・・・・・P17

<家賃補助>

受給要件（家賃補助）



次の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職、自営業の廃止等（以下「離職等」という。）により経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内であること（ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他伊勢市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。）
 または、やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらない減少により、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の前に、世帯の生計を維持していたこと。
- ④ 申請月の申請者及び申請者と同一世帯に属する方の収入合計額が次の表の収入基準額以下であること（公的給付等（児童手当、児童扶養手当等、一部収入算定しないものがあります。）を含む。）

基準額		収入基準額	
単身世帯	7.8万円	基準額 + 家賃額 （世帯員数によって上限額があります。） 収入基準額 + =	
2人世帯	11.5万円		
3人世帯	14.0万円		
4人世帯	17.5万円		
5人世帯	20.9万円		

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
単身世帯	46.8万円
2人世帯	69万円
3人世帯	84万円
4人世帯	100万円
5人世帯	

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。自営業においては、業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行うこと。
- ⑦ 伊勢市等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

※常用就職とは、雇用契約で期間の定めがない又は6か月以上の期間が定められているものを指します。

支給額（家賃補助）

次の表を上限として、収入に応じて計算された額を支給します。

世帯員数	支給上限額
単身世帯	33,400円
2人世帯	40,000円
3～5人世帯	43,400円

※世帯人数により支給上限額が異なります。

※管理費、共益費、駐車場代は支給の対象外となります。

- ・申請月の世帯収入額が基準額以下の場合
上の表の家賃補助額（支給上限額）を支給します。
- ・申請月の世帯収入額が基準額を超え、収入基準額以下の場合
次の計算式で算出された家賃補助額（一部支給）を支給します。
支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額
(100円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げて計算)
※基準額は、1 ページをご確認ください。

支給期間：3ヶ月（一定の条件により3ヶ月の延長・再延長が可能）

支給方法：不動産仲介業者等へ代理納付します。

申請に必要な書類等（家賃補助）

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式 1－1）
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種障害者手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 離職等の日から2年以内であること等が確認できる書類の写し
【離職等の方】
離職票、雇用保険受給資格者証、勤務先などからの離職証明書・解雇通知書・有期雇用契約の非更新通知・退職証明書、廃業届等
※上記等が提出できない場合は「あゆみ」に相談してください。
【やむを得ない休業等の方】
離職等と同程度の状況であることが確認できる書類
休業やシフトの減少がわかる書類、収入が明らかに減った給与明細書や内訳書などの書類等
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、雇用保険の失業給付等を受給中の場合は、「雇用保険受給資格証明書」、年金受給中の場合は額が分かる書類等
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークから付与された求職番号等が確認できるもの
住居確保給付金申請時確認書（様式 1－1 A裏面）に記載

※「あゆみ」とは、自立相談支援機関を指します。

支給決定までの流れ（家賃補助）

住宅を失った方

◆ 支給申請書の提出

- ・申請書に必要書類を添えて「あゆみ」に提出してください。
- ・「申請書の写し」と「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。
- ・給付金の支給開始までの生活費が必要な場合は、社会福祉協議会に「申請書の写し」を提示して、臨時特例つなぎ資金等の借入についてご相談ください。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産仲介業者等に「申請書の写し」を提示して、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください（原則、伊勢市内で賃貸住宅を探してください。）
- ・敷金、礼金などの初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、不動産仲介業者等に伝えてください。
- ・入居可能な賃貸住宅を確保した場合は、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワーク等での求職申込

- ・ハローワーク等で求職申込をしてください。
- ・自営業等の場合は、経営相談先への相談申込をしてください。

◆ 確認書類の提出

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」を「あゆみ」に提出してください。
- ・ハローワークから付与された求職番号を「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）」に記載し提出してください。

◆ 審査

- ・資格ありの場合「住居確保給付金支給対象者証明書」「住居確保報告書」を交付します。
- ・資格なしの場合「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。
不支給となった場合は、不動産仲介業者等に契約できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込

- ・敷金、礼金等の初期費用について、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出することで、総合支援資金貸付（住宅入居費等）の借入申込が可能な場合があります。（審査あり）
- ・給付金受給中の生活費について、社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込が可能な場合があります。（審査あり）

◆ 賃貸借契約の締結

- ・不動産仲介業者等に対し「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、賃貸借契約を締結してください。その際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込をしている場合は、その写しも提示してください（住宅入居費の借入申込をしている場合、原則として「停止条件付き契約（貸付金が不動産仲介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、住宅入居費を利用しない場合でも「停止条件付き契約」が必要な場合があります。
- ・住宅入居費の借入申込をした場合、賃貸借契約締結後、「賃貸借契約書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。決定後、不動産仲介業者等に振込まれます。

◆ 支給の決定

- ・住宅入居後7日以内に「住居確保報告書」に「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」及び新住所の「住民票」の写しを添付して「あゆみ」に提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」「常用就職届」「職業相談確認票」を交付します（必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」）
- ・不動産仲介業者等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください（給付金は、伊勢市から不動産仲介業者等へ直接振り込みます。）
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について社会福祉協議会の指示を受けてください。
- ・総合支援資金（生活支援費）の借入申込をしている方は「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。

◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産仲介業者等に振り込まれた後「停止条件付き契約」の効力が発生しますので、不動産仲介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください（手続き完了後、速やかに住民票の異動手続きをしてください。）

住宅を失うおそれのある方

◆ 支給申請書の提出

- ・申請書に必要書類を添えて「あゆみ」に提出してください。
- ・「申請書の写し」「入居住宅に関する状況通知書」「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を交付します。

◆ 不動産仲介業者等との調整

- ・不動産仲介業者等に申請書の写しを提示するとともに「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワーク等での求職申込

- ・ハローワーク等で求職申込をしてください。
- ・自営業等の場合は、経営相談先への相談申込をしてください。

◆ 確認書類の提出

- ・不動産仲介業者等から記載及び交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し「あゆみ」に提出してください。
- ・ハローワークから付与された求職番号を「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）」に記載し「あゆみ」に提出してください。

◆ 支給の決定

- ・支給決定した場合、「あゆみ」を通じて「住居確保給付金支給決定通知書」「常用就職届」「職業相談確認」を交付します。（必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」）
- ・不動産仲介業者等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください（給付金は、伊勢市から不動産仲介業者等へ直接振り込みます。）
- ・不支給決定した場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付しますので、不動産仲介業者等に不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・給付金受給中の生活費について、社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込が可能な場合があります。（審査あり）

給付金受給中の義務（家賃補助）

- ◆支給期間中は、ハローワークや「あゆみ」の助言を受け、様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆毎月4回以上、「あゆみ」の面接等を受けてください。「職業相談確認票」を「あゆみ」へ提示して、ハローワークでの職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」により報告してください。
- ◆毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の職業相談を受けてください。「職業相談確認票」に担当者から相談日、担当者名、支援内容の記入・確認印を受けてください。自営業の場合は、経営相談先の面談等を受ける等、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、活動計画に基づく取組を行ってください。
- ◆原則週1回以上、求人先への応募か、求人先の面接を受けてください（ハローワークでの活動に限りませんので、求人情報誌や新聞折込広告なども活用してください。）月4回以上の「あゆみ」との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌等の該当部分を添付して「あゆみ」に報告してください。
- ◆「あゆみ」が作成したプランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援等事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合（家賃補助）

- ◆支給決定後、常用就職した場合は「常用就職届」を「あゆみ」に提出してください。
- ◆「常用就職届」を提出した月以降、収入額を確認することができる書類を「あゆみ」に毎月提出してください。

支給額の変更（家賃補助）

以下の場合に限り、支給額を変更できます。

- ・家賃が変更された場合。
- ・一部支給で受給中に世帯収入が減少し、基準額以下になった場合。
- ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や「あゆみ」の指導により市内での転居が適当である場合。

※上記が証明できる書類を持参の上「あゆみ」に相談してください。

給付金の延長・再延長（家賃補助）

支給期間終了時、一定の条件により延長（3か月）、再延長（3か月）することができます。

【要件】 ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていた
・ 世帯収入と預貯金が一定額以下である 等

※支給期間の延長、再延長を希望される場合は、支給期間の最終月に収入と預貯金が分かる書類を持参の上「あゆみ」に相談してください。

給付金の再支給（家賃補助）

受給終了後1年経過後に、以下の条件を満たす場合は、再支給を受けることができます。

【要件】 常用就職又は業務上の収入を得る機会が増加した後、会社都合で解雇になった場合や事業主の都合による離職、廃業、減収の場合（本人の責に帰すべき理由又は個人の都合による場合は対象外）

※上記が証明できる書類を持参の上「あゆみ」に相談してください。

給付金の中止（家賃補助）

下記のいずれかの要件に該当した場合、給付金の支給額を中止します。

- ◆誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する伊勢市の指示に従わない場合（義務については、８ページを確認ください。）
- ◆常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ◆常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。
- ◆住宅を退去した場合（大家の要請や「あゆみ」指導の場合を除く。）
- ◆虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ◆受給者が禁固刑以上の刑に処された場合又は生活保護を受給した場合。
- ◆受給者及び受給者と同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合。
- ◆受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合。

※支給を中止する場合は「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

給付金の徴収（家賃補助）

- ◆受給後に、虚偽の申請等不適正受給が判明した場合、既に支給された給付の全額又は一部について徴収します。また、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対処します。

< 転居費用補助 >

受給要件（転居費用補助）



次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一世帯の方の死亡又は申請者若しくは申請者と同一世帯の方の離職等により、収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を失った方又は住居を失うおそれのある方。
- ② 申請月が、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 離職等の前に、世帯の生計を維持していたこと。
- ④ 申請月の申請者及び申請者と同一世帯に属する方の収入合計額が次の表の収入基準額以下であること（公的給付等（児童手当、児童扶養手当等、一部収入算定しないものがあります。）を含む。）

基準額		収入基準額	
単身世帯	7.8万円	基準額 + 家賃額 （世帯員数によって上限額があります） 収入基準額 + =	
2人世帯	11.5万円		
3人世帯	14.0万円		
4人世帯	17.5万円		
5人世帯	20.9万円		

※ 家賃額について、申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額とします。（住宅扶助基準額については、3ページをご確認ください。）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
単身世帯	46.8万円
2人世帯	69万円
3人世帯	84万円
4人世帯	100万円
5人世帯	

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、より家賃が低額な住居へ転居し支出を削減できる又は転居に伴い家賃が上がるが家賃負担を含めた家計全体の支出が改善できる等、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 伊勢市等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援等を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

支給対象経費（転居費用補助）

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象にならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

支給額（転居費用補助）

転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額が上限となり、伊勢市の場合は以下の表のとおりです。

世帯員数	支給上限額
単身世帯	100,200円
2人世帯	120,000円
3人～5人世帯	130,200円

< 支給方法 >

- （１）初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
不動産仲介業者等へ代理納付又は受給者へ支給します。
- （２）（１）以外の経費
業者等へ代理納付又は受給者へ支給します。

申請に必要な書類等（転居費用補助）

- ① 住居確保給付金支給申請書（様式1－1（則1-2））
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種障害者手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 世帯収入額が、申請月の2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
収入減少前と減少後の給与明細書、預金通帳の振込記帳ページ等
- ④ 申請者と同一世帯の方の死亡又は申請者若しくは申請者と同一世帯の方の離職等をしたことが確認できる書類の写し
離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証等
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、雇用保険の失業給付等を受給中の場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金受給中の場合は額が分かる書類等
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ 住居確保給付金要転居証明書（様式10）
- ⑧ 申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額が確認できる書類の写し

支給決定までの流れ（転居費用補助）

◆ 面接相談等

- ・「あゆみ」に転居費用補助について相談し、支給要件に該当する場合は、自立相談支援事業・家計改善支援事業の利用を申込みます。
- ・家計改善支援事業による支援を受け、転居が必要と伊勢市が認めた場合、あゆみから「住居確保給付金要転居証明書」（様式10）を交付します。

◆ 支給申請書の提出

- ・申請書に必要書類を添えて「あゆみ」に提出してください。
- ・「申請書の写し」と「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。

◆ 転居予定住宅の確保

- ・不動産仲介業者等に「申請書の写し」を提示して、転居費用補助の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・敷金等について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は不動産仲介業者等に伝えてください。
- ・入居可能な賃貸住宅を確保した場合は、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ 追加提出書類の提出

- ・不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を「あゆみ」に提出してください。
- ・初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費等）が見込まれる場合は、必要に応じて、見積書等を「あゆみ」に提出してください。

◆ 審査・支給決定

- ・支給決定した場合、「住居確保給付金支給決定通知書」「住居確保報告書」を交付します。
(必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」)
- ・不支給決定した場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付しますので、不動産仲介業者等に不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 支給決定後

- ・住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所の住民票の写しを添付して「あゆみ」に提出してください。また、初期費用の他に転居を要する費用(家財の運搬費用、原状回復費等)の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類(領収証等)を添付してください。

◆ 実支出額(転居に要する費用)が支給額を上回った場合

- ・実支出額が支給額を上回った場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、差額を追加支給できる場合がありますので、必要書類を添付して「住居確保給付金変更支給申請書」を「あゆみ」に提出してください。変更支給決定した場合は「住居確保給付金変更支給決定通知書」を交付します。

◆ 実支出額(転居に要する費用)が支給額を下回った場合

- ・実支出額が支給額を下回った場合、差額を返還してください。

◆ 他の自治体への転居の場合

- ・他の自治体への転居の場合、受給者の同意を得た上で、転居先の自治体に対し受給者の情報を引き継ぎます。なお、他自治体への転居後に家賃補助を受ける場合は、転居先の自治体へ申請してください。

また、伊勢市で家賃補助を受給中に、他の自治体へ転居する場合、転居後においても家賃補助の支給要件を満たす場合は、残りの支給期間の範囲内で、転居先の自治体から家賃補助の申請が可能な場合がありますので、転居先の自治体にご相談ください。

給付金の再支給（転居費用補助）

転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する方が死亡又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する方の離職等（本人の責に帰すべき理由又は個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合で、支給要件に該当する方については、再支給を受けることができる場合があります。

給付金の徴収（転居費用補助）

受給後に、虚偽の申請等不適正受給が判明した場合、既に支給された給付の全額又は一部について徴収します。また、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正に対処します。

相談・申請窓口

名称：伊勢市生活サポートセンターあゆみ

住所：〒516-0076 伊勢市八日市場町13-1

伊勢市社会福祉協議会 福祉センター2階

電話：0596-63-5224 FAX：0596-27-2412



LINE相談

（生活サポートセンターあゆみを選択してください）



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.